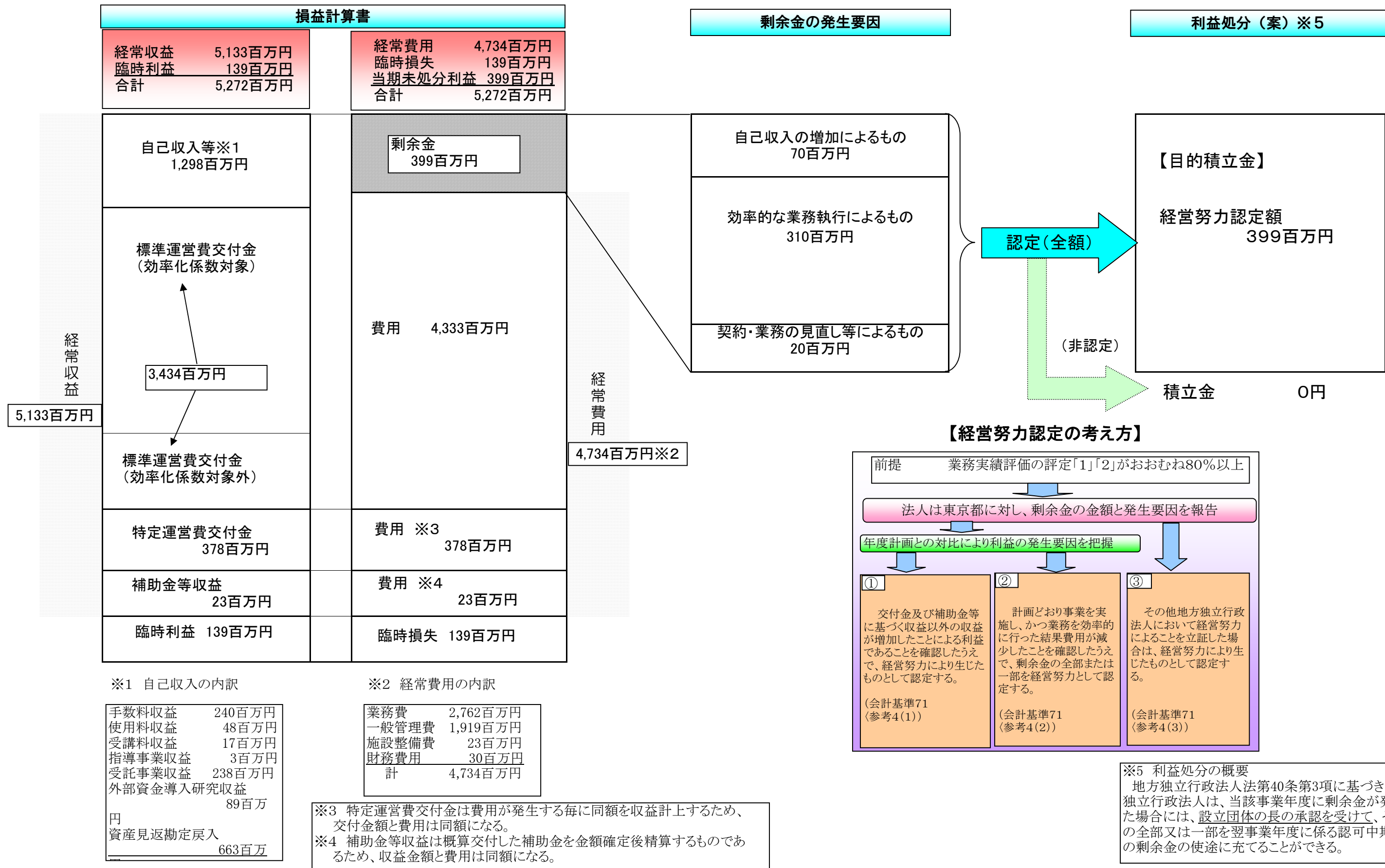


利益処分の承認にあたっての基本方針

「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」は以下のいずれの要件にも合致する場合に承認する。
 ①当該事業年度における経営努力により生じたと認められるもの
 ②法第26条第2項第6号に基づき、中期計画に定めた剰余金の使途に充てようとするものでかつ合理的な使途であると認められるもの



平成18年度 東京都立産業技術研究センターの財務諸表について(概要)

1 東京都立産業技術研究センター(以下「産技研」という。)の財務諸表の取り扱いについて(地方独立行政法人法第34条)

- (1) 法人は、毎年度事業終了後三月以内に財務諸表を作成し、設立団体の長へ提出し、その認定を受けなければならない。
- (2) 法人は、財務諸表及び決算報告書に関し、監事の監査を受けなければならない。
- (3) 設立団体の長は、財務諸表の承認をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かななければならない。
- (4) 法人は、設立団体の長から財務諸表の承認を受けたときには、遅滞なく、財務諸表等を一般の閲覧に供しなければならない。

2 平成18年度財務諸表の概要及び相互関連図

単位: 百万円

キャッシュフロー計算書
(会計期間の活動区別資金の流れ)

〈支出〉 4,623	〈収入〉 5,908
期末残高 1,285	

貸借対照表
(期末日の財政状態)

〈資産〉 14,789	〈負債〉 3,474
固定資産 (13,385)	固定負債 (1,997)
現金及び預貯金を除く流動資産 (119)	流動負債 (1,477)
現金及び預金 1,285	〈資本〉 11,315
	資本金 (11,060)
	資本剰余金 (△144)
	利益剰余金 (399)

損益計算書
(期間内の運営状況)

〈経常費用〉 4,734	運営費交付金等に基づく収益以外の収益 (658)
当期純利益 399	〈経常収益〉 5,133
臨時損失 139	運営費交付金収益 (3,812)
	資産見返勘定戻入 (663)
	臨時利益 139

臨時損失 ※都から承継した50万円未満の償却資産の費用化

臨時利益 ※都から承継した50万円未満の償却資産の収益化

行政サービス実施コスト計算書
(都民負担に帰すべきコスト集約)

〈費用〉 4,873	〈自己収入等〉 774
	〈行政サービス実施コスト〉 4,993
894	

損益外減価償却相当額 144
引当外退職給付増加見込額 153
機会費用 597